

サービス統計・企業統計部会の審議状況について（報告）

第 31 回サービス統計・企業統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 25 年 4 月 15 日（月） 15:00～17:40
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
 - （部 会 長） 廣松毅
 - （委 員） 西郷浩、竹原功、中村洋一
 - （専 門 委 員） 野辺地勉
 - （審議協力者） 内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、埼玉県、東京都、大阪府
 - （調査実施者） 総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課 佐藤課長 ほか
経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室 若林室長 ほか
 - （事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：清水参事官
総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、坂井国際統計企画官 ほか
- 4 議 題 経済センサス-基礎調査及び商業統計調査の変更について
- 5 概 要

事務局から諮問の概要及び第 63 回統計委員会において出された意見について、調査実施者から経済センサス-基礎調査及び商業統計調査の変更案及び前回の答申（今後の課題）への対応状況について説明が行われた後、事務局から事前審査メモについて説明があり、その後、審査メモに沿って審議が行われた。

審査メモ中の、「(1)調査事項の変更 ア 総売上高の把握」の論点のうち、「①事業所母集団データベースの整備との関係」、「⑤総売上高を層化項目とする必要性」については適当であると判断される一方、調査実施者に対して、①事業所母集団データベースの今後の整備計画及びスケジュール、②ビジネスレジスターの基盤情報として基礎調査を加える理由について、改めて資料を作成し、次回部会において説明することとされた。

委員・専門委員からの主な意見等は以下のとおり。

（1）総売上高の把握（①事業所母集団データベースの整備との関係）

- ・ 外部顧客に直接販売しない事業所などもあるので、総売上高の定義をしっかりとしないと調査対象の企業・事業所が何を回答すればよいか、分からない面があるのではないか。
 - ← 経済センサス-活動調査と同様に、記入の仕方等において具体例を記載することとしたい。
- ・ 平成 24 年経済センサス-活動調査は、調査実施の 2 年後に事業所母集団データベースにデータが登録される予定とのことであるが、平成 26 年経済センサス-基礎調査では、データが登録される時期はもっと早くなるのか。
 - ← 速報集計公表（平成 27 年 6 月）後、おおむね 1 か月後に登録する予定である。
- ・ 試験調査の結果については、総売上高の把握の有無で回収率に差があるとも言える

が、試験調査の規模はどの程度か。また、サービス業等、業種別の特徴はどうなっているか。

← 試験調査の規模は、約 3,000 事業所であり、このうち基礎調査の対象となる事業所は約 2,400 事業所。商業事業所を除いた売上高ありの調査票の対象事業所数は、さらにその中の 1/3 である。なお、業種別の特徴などについては、母数が少ないこともあり、分析する数値としてふさわしくない。

- ・ 記入率における「記入」とは、回答の内容について審査し、信頼性のチェックを行った上で判断したものか。

← 試験調査は、一般統計調査として行ったものであり、「確からしさ」の検証は行っていない。

- ・ 試験調査において、総売上高ありの調査票の回収率が 81.8 パーセントで、このうち、総売上高の記入があったのが 88.2 パーセントとすると、把握できているのは 7 割程度となり、やや低いのではないか。

← 資本金等の額など、総売上高の記入率よりも記入率の低い調査項目もあり、他の要因により低めの数値が出ていることも考えられる。

← 総売上高の定義については、記入者側に混乱がおきないようにすること。記入率については、極端に悪いとは思わない。

- ・ 今回、全産業について総売上高を把握するとのことであるが、折角これだけの情報を入手するのであるから、事業所母集団データベースに用いる以外の利活用も検討した方がよい。
- ・ 経済センサス-基礎調査の第一義な目的は、事業所母集団データベースの整備であるが、付随的に、当該データの利活用も考えられるのではないか。
- ・ 企業側から見ると、総売上高の記入について、記入慣れしている分、負荷はさほど大きく感じないが、各種の調査で何回も総売上高の情報を提出させられる負担感は大い。そのため、今回の重複排除については、いいことである。総売上高の提出が必要であるならば、その理由と重要性を、調査対象者に十分説明することが必要である。

(2) 総売上高の把握 (⑤総売上高を層化項目とする必要性)

- ・ 総売上高を層化の基準として使うとのことであるが、基礎調査で把握された総売上高は平成 25 年時点でのデータであり、一方、標本抽出に用いるのは平成 28 年度に実施する調査であることから時点にズレがあるが、この点、どう考えるか。両時点において総売上高のデータが安定的であるかどうかの確認が必要ではないか。「層別の基準とする」の意味合いは今後の検証結果により、判断すると考えてよいか。

- ・ 十分な検証を行った上で、利用可能であれば結果的に利用すると理解する。

- ・ 総売上高は層化項目として使用するための適切な指標であるが、従業者数等も含めた複合的な検証が必要である。総売上高を使わないで層化するという方がかえって、層化にはばらつきというか不正確さが出てくるという印象を持っている。

- ・ 企業経営の規模をあらわす指標としては色々なものがあるが、それらを全て反映することは難しいので、次善の策であるが、総売上高や従業者数等になってくると思われる。

- ・ 層別の基準として用いることを考えた場合、業種によって売上高と企業規模の関係が異なるので、層化の基準を変えるなどの検証を行う必要があるのではないか。・ 総売上高を層化項目とすることについては、検証を早期に行うという意味で、緊急性があると考えてもよいのではないか。
- ・ 総売上高を層化項目とすることについては、定量的な分析はないが、理論上は考えられるということであり、今後、実証的な検証を行うことになるのではないか。
- ・ 総売上高を層化項目とすることの検証については、経済センサス-基礎調査の主たる目的ということではないが、把握したデータを用いて結果的に総売上高を層化項目とすることも考えられると理解する。

6 次回予定

今回は、平成 25 年 4 月 23 日（火）10 時 00 分から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。

第 32 回サービス統計・企業統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 25 年 4 月 23 日 (火) 10:00~12:00
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
 - (部 会 長) 廣松毅
 - (委 員) 北村行伸、西郷浩、竹原功、中村洋一
 - (専 門 委 員) 菅幹雄
 - (審議協力者) 内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、埼玉県、東京都、大阪府
 - (調査実施者) 総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課 佐藤課長 ほか
経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室 若林室長 ほか
 - (事 務 局) 内閣府統計委員会担当室：清水参事官
総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、坂井国際統計企画官 ほか
- 4 議 題 経済センサス-基礎調査及び商業統計調査の変更について
- 5 概 要

最初に、前回部会で宿題とされた「事業所母集団データベースの今後の整備計画及びスケジュール」及び「ビジネスレジスターの基盤情報として基礎調査を加える理由」の二点について、調査実施者から説明があり、その後、前回欠席委員等から意見を聞いた後、審議が行われた。

続いて、審査メモ中の、「(1)調査事項の変更 ア 総売上高の把握」の論点のうち、「②地方公共団体の負担増への対応」、「③他の基幹統計調査等との重複是正への対応」及び「④回収率、補足率に関する懸念への対応」に関して審議した結果、審議を更に深める観点から、総務省統計局に対しては、①平成 26 年基礎調査の前年に実施する企業構造の事前把握についての詳細な資料、②事業所母集団データベースに総売上高を反映する 15 の統計調査の直近の調査期日の追記を、経済産業省に対しては、③本社一括調査で本社が商業に該当せず、傘下に商業に該当する事業所がある場合の調査方法等について、それぞれ追加して資料を作成し、次回の部会で説明を求め、審議することとされた。

なお、事務局から、総売上高の把握が必要な理由の一つとして専門委員から説明された事業所母集団データベースの「確認機能」について、具体的な確認作業のイメージが分かる資料の作成等をお願いするとともに、総務省統計局に対しては、地方公共団体との実査負担との軽減方策等に関する調整結果について、事務局に報告するよう要請した。

委員・専門委員等からの主な意見等は以下のとおり。

- (1) 事業所母集団データベースの今後の整備計画及びスケジュール、ビジネスレジスターの基盤情報として基礎調査を加える理由
(「総売上高」の把握の意義について)
 - ・ 欧米のビジネスレジスターでは、総売上高が情報として登録されている。カナダで

は、統計調査と行政記録で二重に把握しており、ビジネスレジスターと統計調査の総売上高を確認することで調査の善し悪しが確認できる。また、事前に総売上高が把握できることで、従業者数の割に売上高が少ないケースや従業者数が少ないのに経理上の都合から総売上高が異常に高いケースについては、調査対象から省くなどの工夫ができる。

- ・ 今まで、総売上高がなかったことで統計の現場は相当苦労してきた。総売上高や従業者数は、統計調査のフェイス項目として把握することが重要である。
- ・ ビジネスレジスターには、様々な統計情報が格納されるが、定義が異なるなど種々雑多なものがあり、統計調査の代用としては利用できない。ただし、小規模事業所で行政記録情報以上のことが回答できない事業所については、代用が考えられるし、調査前に事業所の大体なイメージを掴むことができる。欧米諸国では様々な統計情報がビジネスレジスターに格納されており、これによりトータルとして報告者負担が軽減できる。
- ・ 企業によっては、企業構造に変化がない場合もある。諸外国においては、そのような場合であっても、調査をしているのか。
- ・ 予算に応じて、新聞情報等により、企業構造に変化がありそうな企業を優先的に調査する等、プライオリティをつけているようである。

(事業所母集団データベースの整備について)

- ・ 行政記録ではとらえられていない企業の新設、廃業が問題となる。特に廃業を把握することが難しいが、行政記録の取り方自体に問題があるのではないのか。
← 不足があると理解している。
- ・ 休業している企業はどのようにして把握するのか。また、ペーパーカンパニーなど総売上高が0と見込まれる企業はどれくらい見込まれるのか。
← 照会業務を行って把握することとしているが、それでも不詳となる場合には、統計調査により把握するしかないと考えている。
- ・ ビジネスレジスターには、現時点でどの程度の行政記録情報や経済センサス以外の統計調査の情報が格納されているのか。
← 経済センサス以外の売上高を把握する統計調査は、15の統計調査を収録予定であり、今年度から順次収録する。
- ・ 事業所母集団データベースの整備と平成25年9月に実施予定の企業構造の事前把握との整理は、具体的にどうなっているのか。
← 部会審議の論点となっているため、詳しくは次回以降の部会にて説明する。
- ・ 経済センサスを除く統計調査の情報がどれくらい利用できるのか。
← 売上高を把握している15統計調査から商業統計調査、工業統計調査、特定サービス産業実態調査を除いた数で、数十万件程度である。

(2) 総売上高の把握 (②地方公共団体の負担増への対応)

(報告者負担関係)

- ・ 総売上高を調査項目にする統計的な有用性は理解できるが、経理項目記入への事業

所の抵抗感は根強い。特に調査実施年に当たる来年は消費税がアップされる時期も重なり、行政への反感も強まる。24年の活動調査では、ベテラン調査員でも音を上げたほど。事業者からの抵抗感や不満に対応しなければならない地方や調査員の負担軽減には十分な対策をとってほしい。

- ・ 経理項目への抵抗は、特に小さな事業者において強い。調査項目についてはできるだけ整理して記入者負担を軽減してほしい。

(実査面の負担軽減方策関係)

- ・ 24年の活動調査では、26万事業所が対象であったが、試験調査の結果から5%程度回収率が低下したことを当てはめると、事業所数にすると1万2千から3千分について回収が見込めないことになる。ここに督促をかけることは相当な負担である。制度設計の段階で負担軽減を図ってほしい。

また、調査票データ審査システムを活用しても、地方公共団体は最終的に事業所に確認することになり、必ずしも負担軽減にはならない。

- ・ 平成21年の基礎調査や24年の活動調査の事前調査での名簿情報が、24年の活動調査では活かされていない例が見られた。過去の名簿情報を整理し、調査に活用してほしい。
- ・ 本社一括調査において直轄で調査する部分と、地方公共団体が督促をする部分の範囲の切り分けはどうなっているのか。
← 24年活動調査と同様にしている。
- ・ 前回の調査では、調査員が企業の担当者までたどり着けないということがあったと聞いている。調査員の負担軽減については、調査実施者と地方公共団体の双方で、よく調整してほしい。
- ・ 企業構造の把握をしっかりと実施して、事業所の重複等がないように名簿整備を十分にしてほしい。特に行政記録情報の活用について、税務情報が活用できれば、経理項目を調査する必要がなくなるので、早期に導入してほしい。

また、経済センサスは、国勢調査に比べて知名度が低い。活動調査の結果を活用したり、例えば「統計は第四の義務」と意識啓発を図ったりするなど、効果的に広報をしてほしい。

オートロックマンションなど、調査員が客体に会えないことがある。調査を実施していることが最末端まで届いていない。不動産業界をはじめ各種業界団体へ、会員企業向けの広報誌で周知してもらうなど、国からの協力依頼を徹底してほしい。

さらに、調査拒否を繰り返す特に悪質な事業所に、統計法に基づく罰則の適用や企業名を公表することを検討してほしい。調査員の後押しにもなる。

- ・ 本社一括調査の調査対象企業に対する督促については、比較的大企業でコンプライアンスの高い企業が回答してこない場合もあり、地方公共団体が督促を行っても対応してもらえない。24年の活動調査では、そういう企業に督促しても回収率が悪かった。効果と労力のバランスを考慮してほしい。総売上高を調査項目とすることで督促することも増えると思われ、委託業者の中で完結できるように検討してほしい。
- ・ 地方公共団体から強い要望が出たので、調査実施者はよく考えて、地方公共団体とよく調整してほしい。

(3) 総売上高の把握 (③他の基幹統計調査等との重複調整への対応)

- ・ 今回、工業統計調査や特定サービス産業実態調査の調査実施後ということもあり、更に調査を行うのは報告者の心証を害するので、データ移送はやるべきである。ただし、総売上高はフェイス事項として、基礎的な情報として把握すべきと考える。
- ・ 総売上高を記入しなくてもいい工業統計調査の対象となっている会社と、他の調査で総売上高を記入することに協力したにもかかわらず、基礎調査で再度、総売上高の記入を求められる会社が併存することとなり、この点についての照会がコールセンターや民間事業者、地方公共団体に寄せられることが予想される。企業は何度も総売上高を回答させられるということに負担感を抱いていることを踏まえ、事業者には、単に工業統計調査と特定サービス産業実態調査以外は総売上高を移送しないという説明にとどめるのではなく、なぜ総売上高を回答する必要があるのかを納得できるよう説明すべき。

(4) 総売上高の把握 (④回収率、補足率に関する懸念への対応)

- ・ 基礎調査で総売上高を把握することにより回答を拒否した事業所が活動調査で回答するとは考えにくい。こういった調査拒否の企業に係る情報については行政記録情報や民間の情報ソースを活用して補っていくことになると思われる。よって、回収率は若干下がるものの、売上高を入れないことによる事業所母集団データベースへのデメリットもあるので、総合的に考えていくべきである。
- ・ 試験調査では、調査区ごとに調査項目を変更したとのことだが、業種や事業所規模別に調査項目を変更した方が分析に役立つのではないか。
- ・ 本社一括調査で本社が商業に該当せず、傘下に商業に該当する事業所がある場合、本社が傘下の商業に該当する事業所について記載できるのか。また、調査規則上、どのようになっているのか等について説明してほしい。
- ・ データベースに格納されるデータは種々雑多なものであり、そのままでは使用できないとしつつ、一方でデータの確認のために使用する意味があるとの説明であるが、ここはデータベースの必要性のポイントの一つであるので、「確認」のイメージがつかめるようなものを可能であれば御提示いただきたい。

また、データベースが整備されれば、総売上高に関して、報告者の負担が減るとの御説明だが、どのタイミングで減ると判断することとなるのか、可能ならば諸外国の例などで、分かるような資料を御提示いただきたい。

地方公共団体から提示された実査負担の解消方策等について、統計局は調整されるとの説明であるが、部会の委員・専門委員に情報提供したいので、調整の最終的な結果については、事務局に提出してほしい。

6 次回予定

次回は、平成25年5月8日(水)10時00分から総務省第2庁舎6階特別会議室において開催することとされた。

第 33 回サービス統計・企業統計部会結果概要（案）

- 1 日 時 平成 25 年 5 月 8 日（水） 10:00～12:00
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
 - （部 会 長） 廣松毅
 - （委 員） 北村行伸、西郷浩、竹原功、中村洋一
 - （専 門 委 員） 菅幹雄、野辺地勉
 - （審議協力者） 内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、埼玉県、東京都、大阪府
 - （調査実施者） 総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課 佐藤課長 ほか
経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室 若林室長 ほか
 - （事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：清水参事官
総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、坂井国際統計企画官 ほか
- 4 議 題 経済センサス-基礎調査及び商業統計調査の変更について
- 5 概 要

最初に、前回部会で事務局から作成依頼のあった「総売上高の把握が必要な理由の一つとして事業所母集団データベースの「確認機能」について、具体的なイメージがわかる資料」について、専門委員から説明があった。

また、前回部会で宿題とされた「平成 26 年基礎調査の前年に実施する企業構造の事前把握についての詳細な資料」、「事業所母集団データベースに総売上高を反映する 15 の統計調査の直近の調査期日がわかる資料」及び「本社一括調査で本社が商業に該当せず、傘下に商業に該当する事業所がある場合の調査方法」について、調査実施者から説明があった。

続いて、審査メモ中の、「(1)調査事項の変更 イ 従業上の地位」、「ウ 電子マネーによる販売」、及び「エ インターネット販売の把握」については、適当であると判断されたが、従業上の地位について、二つの会社で役員を兼務している場合の取り扱いについての資料を、また、今までの議論を踏まえ、本調査において「総売上高を把握」することのメリットとデメリットについて、基礎調査との関係、事業所母集団データベースとの関係、他の基幹統計調査との関係の 3 つの観点から、全体を見渡せる形で整理した資料を作成し、次回の部会で説明を求め、審議することとされた。

委員・専門委員等からの主な意見等は以下のとおり。

- (1) 「総売上高の把握が必要な理由の一つとして事業所母集団データベースの「確認機能」について、具体的な確認作業のイメージがわかる資料」について
 - ・ 資料 5 の 4 ページの層化の概念図にある、非抽出層にある売上高 0 %とはどういうものが該当するか。
 - ・ 非抽出層に該当するのは、非常に規模が小さい自営業等である。こういう所に調査

票を配布しても行政記録情報と変わらない結果が出てくるので、行政記録情報で代用するという考え方である。行政記録情報で全部とれるわけではないので、本来であれば経済センサスという形で全部やればいいが、予算的には難しい。

- ・ 売上高を調べるときに、税務当局の数字をどの程度活用しているのか。
- ・ カナダや欧州では、サービス税のデータは申告時期が早く、税務当局からの移送も比較的早いことから利用価値が高いが、所得税は申告時期も遅いため、データ利用に時間がかかると聞いている。経理情報で一番使われているのは、商品サービス税の情報である。
- ・ カナダや欧州では、売上高の情報は、税務当局から提供されているという理解でよいか。
- ・ そうである。ただし、税務情報は納税者単位で把握できるが統計単位ではないため、納税者単位と統計単位があまりずれない小さな事業所に関しては、代用できるが、大きな単位になってくると必ずしも統計単位と一致しない。こういう場合はプロファイリングにより企業構造を把握していくことが必要である。
- ・ カナダで事業所番号が導入されてビジネスレジスターの整備に大きな進歩があったということだが、これ以外に企業識別番号、事業所識別番号が別途つけられているのか。
- ・ 事業所番号は納税番号であり、統計単位ではないため、カナダ統計局が別途、統計単位である企業、事業所に識別番号をつけたものである。
- ・ ビジネスレジスターの情報は、税務情報や統計情報を比較して、より直近のものや精度の高いデータが上書きされていくのか。
- ・ 、上書きをするのではなく、両者を比較するため、横に並べた状態にしている。両者の数値に大きな差異があった場合は確認をすることとなる。
- ・ カナダにおいては、総売上高の把握に対する事業所の抵抗感は日本に比べて高いのか。また、カナダではビジネスレジスターの整備が1980年代から始まって30年ほどかかっているが、これはデータ蓄積にそれぐらいかかるのか、それとも他の要因なのか。
- ・ 調査客体に特にインタビューはしていないが、カナダでは事業所によっては統計単位ではなく地域単位での報告を認めるなど、総売上高の把握の方法について工夫をしている。

また、ビジネスレジスターの整備について、日本の現在の進捗状況はカナダの例で見れば70年代から80年代くらいの状況にあたり、進捗としては早いと考えている。ただし、国によって制度が異なることから、今後については何の進捗については何ともいえない。

(2) 平成26年基礎調査の前年に実施する企業構造の事前把握について

- ・ 企業構造の事前把握を行う際の名簿情報は、事業所母集団データベースから得るのか。また、資料に事業所企業の名簿の劣化とあるが、具体的に何を指しているのか。さらに、行政記録の情報の不足があり、そのために企業構造の事前把握が必要と理解したが、企業構造の事前把握は、行政記録の情報が不足している部分にだけ調査を

かけるのか、それとも行政記録の情報の不足の有無にかかわらず本社一括調査の対象となる企業全体に調査をかけるのか。

最後に、企業構造の事前把握のところで確認される情報のうち事業所母集団データベースにすでに入っている情報は何か、事前把握を行わないと把握できない情報はあ
るのか。

- ・ 事業所母集団データベースには、会社名の変更についての履歴など、過去の情報も保存されているのか。
- ・ 廃業と休業の把握はどこの国でも苦労している。行政記録でもよくわからないので、こういう形で確認できるのは非常に有効である。また、例えば分社化した事業所に調査票を送付してしまい報告者に二度手間をかけさせないということで非常に意味があると思う。
- ・ 基礎調査は、活動調査の母集団情報を得ることを目的としているとの説明があったが、活動調査でも事前把握は行われているのか。行われている場合、基礎調査の情報が事業所母集団データベースに反映され、その情報をもとに事前把握をした上で活動調査が行われることから、基礎調査が活動調査の母集団情報という位置づけはどのようなのか。活動調査の前に行われる事前把握の結果が母集団名簿になるのであれば、基礎調査がなぜ必要なのか。

(3) イ 従業上の地位について

- ・ 派遣と出向をそれぞれ把握することについて活動調査の時に混乱はなかったのか。
- ・ 出向というと、出向元から給料をもらっているケースと派遣先でもらっているケースが考えられるが、出向者の費用負担についてはわかるようにはなっていないのか。
- ・ 二つの企業、例えば親会社の社員であり、子会社で役員をしているなど、色々なケースが考えられるが、記入の手引きでどう説明されているのか。

特に、親会社と子会社の両方で役員を兼務している場合はどうなるのか。

- ・ この項目では、出向者の席がどこにあるかを聞いているが、出向者の費用負担については聞いていないが、そこを厳密に分けた方がいいと意見か。
- ・ SNA からみれば、分かれていた方が望ましい。
- ・ 付加価値の発生源と所得の獲得という時点は、1 国全体としてはどこかで把握できるので問題にならないが、産業別の生産性を図る時に問題だというご指摘であろう。
- ・ 出向者の給料をどちらかが払っているかというのは、一概には言えないが、それを踏まえてどのように聞いていくかというのは一つの課題である。
- ・ このセンサスの中でどこまで問うのかということも考えなければいけない。ここで更に分けるとするのは難しい。
- ・ 活動調査は費用項目を把握しているが、基礎調査の目的は母集団情報のデータ整備であり、費用に係る項目を基礎調査に加えるとの議論は慎重に行うべきである。
- ・ SNA の立場から見てより好ましいということで意見を述べたものであり、今回の改正については賛成している。

(4) ウ 「電子マネーによる販売」の把握について

- ・ 電子マネーによる販売割合別が 10%未満には販売額 0 も含まれるというが、電子

マネーの利用状況は低いということか。

- ・ 電子マネーによる販売実績について、企業会計の情報から把握することは実態上可能か。
- ・ 月々の相手先別の売掛金を集計していくという作業が必要となるが可能である。

(5) エ 「インターネット販売」の把握について

- ・ 企業の経理というのは、販売形態別というよりも代金の決済先で分かれている。インターネットで販売する場合も現金が振り込まれてから出荷したら現金売りで、注文を受けて先に出荷して代金を振り込んでもらうなら売掛金という区分で経理処理しており、マネージメント上インターネットの販売額がどれくらいあるかは、会計とは別の方法で把握している。このため、必ずしも全ての企業がインターネットの売上げを把握しているわけではないので、割合によって回答してもらうというのは非常にいい形だと思う。
- ・ 24年活動調査で既にこの調査項目は把握されているが、この結果は速報で公表されているのか。調査の実施においては特段の支障はなかったと考えてよいか。
- ・ 商業統計調査は、今回調査が前回調査に比べて一部、把握方法の見直しが行われているため、追加的に審査メモを出させていただきたい。

6 次回予定

次回は、平成25年5月22日（水）13時半から総務省第2庁舎6階特別会議室において開催することとされた。